

福岡県公報

令和5年11月17日
第 448 号

目 次

告 示 (第718号 - 第722号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	1
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	2
○「うるわしき祈りの美 高麗・朝鮮時代の仏教美術」図録の販売代金の収納の事務の委託 (文化振興課) ……………	2
○土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ……………	3
○土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	3
○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………	3
○福岡県営筑豊緑地の利用料金の承認 (公園街路課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	5

人事委員会

○審査請求の審査の打切り決定の公示送達について (人事委員会事務局給与公平課) ……………	5
---	---

告 示

福岡県告示第718号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
那珂川市(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第719号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
京都郡みやこ町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	沓町原白口線	前	久留米市三潞町玉満3569番先から 久留米市三潞町玉満3560番1先まで	7.7 ～ 10.4	171.0
			後	久留米市三潞町玉満3569番先から 久留米市三潞町玉満3560番1先まで	7.7 ～ 10.4	171.0

			後	久留米市三潞町玉満3569番先から 久留米市三潞町玉満3560番1先まで	7.8 ～ 11.7	175.0
--	--	--	---	---	------------------	-------

福岡県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	英彦山香春線	前	田川郡香春町大字柿下1330番1先から 田川郡香春町大字中津原288番7先まで	6.9 ～ 46.0	1072.0
			前	田川郡香春町大字柿下1330番1先から 田川郡香春町大字中津原288番7先まで	10.5 ～ 55.0	1880.0
			後	田川郡香春町大字柿下1330番1先から 田川郡香春町大字中津原288番7先まで	10.5 ～ 55.0	1880.0

福岡県告示第722号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「うるわしき祈りの美 高麗・朝鮮時代の仏教美術」図録の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

委託先	所在地	委託期間
株式会社オークコーポレーション	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号	令和5年9月5日から 令和6年3月31日まで

公 告

公告

解散した清算法人川崎町木城土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
大谷 武久	田川郡川崎町大字安真木6884番地
久富 田鶴子	田川郡川崎町大字安真木6893番地
山本 豊子	田川郡川崎町大字安真木7014番地
大久保 イツミ	田川郡川崎町大字安真木6975番地
大谷 茂信	田川郡川崎町大字安真木7010番地の4
月俣 功	嘉麻市上山田438番地12

公告

解散した清算法人大村青畑土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
山中 健嗣	豊前市大字大村1506番地4

上野 守	豊前市大字大村1574番地1
後小路 克	豊前市大字大村1857番地1
清原 三春	豊前市大字大村1833番地3
井上 稔	豊前市大字大村992番地2
谷中 隆之	豊前市大字大村320番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市頓田字柿添277番1、277番4から277番7まで及び285番1から285番24まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区古門戸町5番1号
株式会社C & C
代表取締役 行武 忠孝

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（令和5年10月12日福岡市告示第226号）

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑豊緑地の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県営筑豊緑地

2 位置

飯塚市仁保、鹿毛馬

3 利用料金の承認年月日

令和5年11月7日

4 利用料金（令和5年11月17日以降）

(1) 野球場に附属する設備

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	30分以内	3,490円

(2) 多目的広場に附属する設備

区 分		単 位	金 額
多目的広場の照明	球技場	30分以内	1,550円
			770円
ソフトボール場		30分以内	610円

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市西泉二丁目1649番2及び1649番7から1649番47番まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号

東宝ホーム株式会社

代表取締役 渡部 通

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡水巻町伊左座四丁目278番1から278番21まで、281番1から281番10まで、292番1から292番8まで、294番1、294番5から294番12まで、5069番の一部、5071番の一部、6045番の一部、6046番の一部及び6047番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

遠賀郡水巻町樋口6番1号

有限会社アシスト

代表取締役 渡部 博文

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市平田字楽田357番1から357番18まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市花畑二丁目7番地7

アット・ホーム株式会社

代表取締役 森永 正彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小都市福童字町318番1及び318番3から313番8まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小都市小郡601番地の18

三栄ホーム株式会社

代表取締役 福田 周平

人事委員会

福岡県人事委員会告示第3号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成16年福岡県人事委員会規則第26号）第62条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和5年11月17日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

1 事案番号

昭和45年（不）第18852号事案

2 審査請求人の氏名

山口 重人

3 公示事項

昭和45年7月31日付けで提起のあった審査請求について、不利益処分についての審査請求に関する規則第13条第1項第3号の規定により、令和5年11月7日付けで、審

査の打ち切りを決定しました。

当該決定に関する通知文は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付します。